

北九州産業学術推進機構 地域DX共創活動助成金交付実施規程

(趣旨)

第1条 本事業は、市内中小企業等が共同連体し、単独では難しいデジタル化やデジタルトランスフォーメーション(以下「DXという。」)の推進を図る活動、いわゆるDX共創活動を振興することを目的とし、公益財団法人北九州産業学術推進機構(以下「財団」という。)が、地域DX共創活動助成金(以下「助成金」という。)の交付を行うため、本規程に助成金の交付手続きを定め、その業務の適切な処理を図るものである。

(助成金の対象者)

第2条 本助成金の対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 北九州市内に事業所(本社、支店、営業所、工場等)を有する法人を代表構成員とする団体
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと
- (4) 団体を構成する法人の役員に暴力団員がいないこと
- (5) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと
- (6) 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと

2 理事長は、前項の該当の有無について、関係する行政機関に照会することができる。

3 第1項に定める助成の対象となる団体については、同一年度に、同一事業に対し、他団体からの助成を受けていないものとする。

(助成の対象活動等)

第3条 助成の対象となる活動及び助成の限度額については別表に定めるとおりとする。

(助成金の算定方法)

第4条 助成金の算定方法は、第3条別表に定める限度額と対象経費に係る所要額から対象経費に係る収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を助成金の交付額とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、活動計画書兼交付申請書を理事長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の助成金の交付申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(審査及び交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による活動計画書兼交付申請書の提出があった場合には、当該申請書等の審査等により交付決定を行い、助成金交付決定通知書を送付するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 理事長は、助成対象活動を実施するために必要があると認めるときは、助成金を概算払することができる。

2 申請者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を理事長に提出しなければならない。

(助成の条件)

第8条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 使用目的の制限

この助成金は、交付の決定を受けた活動(以下「助成活動」という。)以外の目的に使用してはならないこと。

(2) 変更等の承認

次の各号の一に該当するときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならないこと。

ア 助成活動の内容を変更しようとするとき。

イ 助成活動に要する経費の配分を変更しようとするとき。

ウ 助成活動を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告

助成活動が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、すみやかにその理由及び遂行の見通し等を書面により理事長に報告し、その指示を受けるべきこと。

(4) 自助努力

民間活動団体としての主体性を保持し、活動のための財源の確保に努力するとともに、活動内容によっては、期限を定めた短期的な助成金の交付をもって自立すること。

(実績報告)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成対象団体」という。)は、助成活動が完了したとき又は助成活動の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから20日以内に活動実績報告書に助成活動に係る収支決算書を添付して、理事長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第10条 理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、交付条件等の適合審査のうえ、助成金の額を確定し、その結果を助成金確定通知書により助成対象団体に通知するものとする。

(法令等の遵守)

第11条 助成対象団体は、法令の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成活動を行うものとする。

(関係書類の整備)

第12条 助成対象団体は、助成活動に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(適正の確保のための措置)

第13条 理事長は、この助成金の適正な執行を確保するため、助成対象団体に対し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 助成活動の実施状況について必要に応じ、調査を行い、又は報告を求めること。

(2) 前号の調査等により、助成活動がこの要綱に従って適正に遂行されていないと認められる場合においては、要綱に従って適正に遂行すべきことを指示すること。

(交付決定の取消)

第14条 理事長は、助成対象団体が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成活動を中止したとき。
- (3) 団体を解散したとき、または団体の規約等を著しく変更し、申請時と団体の目的等が変化したとき。
- (4) 助成活動を遂行する見込みがなくなると認められるとき。
- (5) その他、この要綱に違反したと認められるとき。

(助成金の返還)

第15条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 助成対象団体は、前条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、法令及び北九州市補助金等交付規則に準じた違約加算金を理事長に納入しなければならない。

2 前項の場合において、当該助成金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により違約加算金を納入しなければならない場合において、助成対象団体の納入した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

4 助成対象団体は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納入しなかったときは、法令及び北九州市補助金等交付規則に準じた延滞金を理事長に納入しなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第17条 助成対象活動により生じた発明、考案、意匠等(以下「発明等」という。)の成果は、理事長と助成対象団体との間に別段の合意がある場合を除き、助成対象団体に帰属する。

2 助成対象団体が発明等の成果について、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等(以下「知的財産権」という。)を出願、取得、譲渡又は実施権の設定等をした場合は、遅滞無く理事長に届け出るものとする。

(財産の管理等)

第18条 助成対象団体は、助成対象活動による取得財産等について、助成対象活動完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 助成対象活動による取得財産等の管理は助成対象団体の代表法人が行うこと。また、団体の代表法人を変更する場合はあらかじめ理事長の承認を得たうえで、財産譲渡又は処分の報告を理事長へ行うこと。

(財産の管理等)

第19条 理事長は、必要があると認めるときは、助成対象団体に活動内容を発表させることができる。

2 助成対象団体は、理事長が助成事業の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

別表(第3, 4条関係)

助成対象団体が行う地域DXの共創に向けた各種活動に要する経費で、次に掲げるもののうち理事長が必要かつ適当と認める経費(いずれも消費税相当分を除く)。詳細な補助対象費目については募集要項等で別途定める。

助成種別	助成率	助成額(1件あたり)	助成対象となる活動・費用
DX共創準備枠	1/1以内	上限20万	特定の共創テーマのもとに、これから共創相手(構成員)を見つけ、活動を広げていくために必要となる費用
DX共創実践枠	1/1以内	上限30万	特定の共創テーマのもとに、構成員同士の間で共創活動を実践していくために必要となる費用